ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

　※　１．～３．の全項目について、該当するものに○を付けること。

　※　それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・

　　　変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

* 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

件名　関東運輸局によるDMOの伴走支援事業に係る事務局運営業務

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

　　○プラチナえるぼしの認定を取得している。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

〇３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

　　○２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

　　　　　　　　　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

　　○１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

　　○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

　　　【　該当 ・ 該当しない　】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定

　　○「プラチナくるみん認定」を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「くるみん認定」（令和４年４月１日以降の基準）を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「くるみん認定」（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「トライくるみん認定」を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「くるみん認定」（平成29年３月31日までの基準）を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

３．若者雇用促進法に基づく認定

　　○「ユースエール認定」を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

令和　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　 印

支出負担行為担当官　関東運輸局長　殿